

# 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度「SAGA 未来デザイン事業」業務委託

## 2 事業目的

県内の大学生等の若年世代が子育て家庭やこどもとの触れ合い体験、ライフデザインセミナーを通して、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを自ら考え描き、佐賀県で結婚、妊娠・出産、子育て、仕事をするに対する前向きな機運を醸成することを目的とする。

## 3 委託業務内容

県内の大学生等の若年世代がライフデザインを自ら考え描くことをサポートするため、次に掲げる業務に取り組むこと。

### (1) 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験（集合研修）

以下に記載する業務に取り組むこと。業務遂行にあたっては、県内の大学生等が参加しやすい時期に行うこととし、参加者及び子育て家庭に対してきめ細やかなフォローアップ体制を構築すること。また、事業の円滑な遂行及び質の高いプログラム提供のために、県内の大学や自治体、NPO等の関係機関とも受託者が主体的に連携すること。

#### ① 触れ合い体験の参加者の募集

対象となる県内の大学生等に訴求できるよう、フライヤー等の広報物を作成すること。募集にあたっては県内の大学等と連携し、大学内での広報等、効果的と思われる手段を考え、受託者が主体的に参加者の募集に努めること。

また、申込の受付や参加者名簿のとりまとめ、参加者への諸連絡等、参加者の募集に関連して発生する業務は受託者が責任をもって行うこと。

なお、本事業の対象者や参加人数については以下のとおりとする。

#### ア 対象者

佐賀県内に在住または、佐賀県内の大学・大学院・短期大学等に在籍している学生等（佐賀県出身で県外の大学等に在籍している学生等も含む）

#### イ 参加人数

30名

#### ② 子育て家庭の募集

県内の市町やNPO等とも連携のうえ、受託者のネットワーク等も活用しながら子育て家庭の募集を行うこと。募集にあたっては、事業の趣旨や目的に賛同し事業の円滑な遂行に無償で協力できる家庭を選定すること。

なお、対象家庭や対象家庭数については以下のとおりとする。

#### ア 対象家庭

事業趣旨を理解し事業の円滑な遂行に無償で協力できる県内に居住している未就学児等のこどもを養育する家庭

※養育するこどもの人数は問わない

イ 対象家庭数

6家庭

※参加者を5名のグループに分け、各グループが1家庭と触れ合い体験をする想定

③ 触れ合い体験前の事前研修の実施

触れ合い体験の前段として、より充実した体験とするために、参加者に対して事前研修を1時間程度行うこと。研修の内容、場所等については受託者の提案によることとするが、以下の内容については必ず研修のカリキュラムに加えること。

ア こどもの発達状況や安全等に配慮した触れ合い方の講習

こどもの心身の発達状況を考慮した触れ合い方や留意事項について、参加者が基礎的な知識を習得するためのカリキュラムを実施すること。

イ 自身のライフデザインを考えるためのワーク

本プログラムがより充実したものとなるよう、結婚、妊娠・出産、子育てといった各フェーズにおける国や佐賀県の傾向や基礎データ等を習得するためのカリキュラムを実施すること。加えて、県内で生活する市町職員との対話（座談会等）を設け、自身のライフデザインを考えるきっかけを提供すること。

なお、市町職員への参加の呼びかけは県が行うこととする。

④ 子育て家庭に対する事前の情報提供及び情報収集の実施

子育て家庭に対して、本事業の目的や趣旨を共有するとともに、参加者の情報や留意点を情報提供すること。また、以下の項目については必ず子育て家庭へヒアリングを行うこと。

ア 家族構成

イ 触れ合い体験にあたって参加者に求める条件や留意点

⑤ 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験

子育て家庭やこどもとの触れ合い体験を1時間程度実施すること。

触れ合い体験の内容、場所等については受託者の提案によることとする。

なお、触れ合い体験実施時にトラブル等があった場合に即座に対応できる体制を整えること。

⑥ 参加者に対する事後研修の実施

触れ合い体験実施後に事後研修を1時間程度実施すること。研修の内容、場所等については受託者の提案によることとするが、後述するライフデザインセミナーにて参加者に体験を通して得た気づき等を共有してもらうため、振り返りを行いつつ共有を行うことができるプログラムとすること。なお、共有方法は受託者の提案によることとする。

⑦ 事後広報の実施

県民に対して本取り組みの内容を周知し、その効果を波及させるためにWEBでの告知等最も効果的と思われる手段で、体験内容や参加者の声等が伝わる事後広報を実施すること。

⑧ アンケートの実施

参加者に対してアンケートを実施し、集計・分析した結果を県へ報告すること。アンケートの内容は県と協議の上決定すること。

⑨ 成果目標

ア 参加人数 30 名

イ 結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合 80%

(2) 大学生等を対象としたライフデザインセミナー

以下に記載する業務に取り組むこと。なお、当該業務については(1)の触れ合い体験終了後に実施すること。

① 協力大学等への依頼

県内の大学等の授業時間を活用し、当該学生を対象としたセミナーを実施するため、大学等に協力依頼をすること。また、大学等との調整等は全て受託者が行うこと。

なお、本事業の対象者や参加人数については以下のとおりとする。

ア 対象者

佐賀県内に在住または、佐賀県内の大学・大学院・短期大学等に在籍している学生等（佐賀県出身で県外の大学等に在籍している学生等も含む）

イ 参加人数

50 名×3 回 計 150 名

② ライフデザインセミナーの企画・運営

将来のライフデザインを考えるために必要な知識や情報を習得し、自らのライフデザインを考えるとともに、参加者によるワークショップ等を通して、多様なライフデザインに触れることで、佐賀県で結婚、妊娠・出産、子育て、仕事をする事への前向きな意識変化が起こるセミナーを実施すること。具体的な内容については受託者の提案によることとするが、以下の内容については必ずセミナーのカリキュラムに加えること。

ア 子育て家庭やこどもとの触れ合い体験に参加した学生等の気づきの共有

触れ合い体験に参加した学生等の体験を通して得た気づきや自身のライフデザインを考えるにあたって参考となったこと等をライフデザインセミナー内で共有すること。なお、前述のとおり共有方法は受託者の提案によることとする。

イ 市町職員と参加者を交えたグループワーク

県内市町の職員をグループワークのファシリテーターとして設定し、参加者同士の意見交換を行うこと。

なお、市町職員への参加の呼びかけは県が行うこととする。

ウ プレコンセプションケアセミナー

参加者が自らのライフデザインを考えるにあたりプレコンセプションケアの観点から、妊娠・出産を含めた将来の健康について考える機会を提供するため、プレコンセプションケアのセミナー時間を 30 分程度設けること。

なお、講師の派遣は県が行うこととする。

③ 事後広報の実施

SAGA 未来デザイン事業ホームページ (<https://saga-kosodate.jp/sagalifedesign/>)  
に掲載できる形でセミナーの内容等が伝わる記事を県へ納品すること。掲載は県が行う。  
また、当該ホームページへ誘因するための WEB での告知を実施すること。

④ アンケートの実施

参加者に対してアンケートを実施し、集計・分析した結果を県へ報告すること。アンケートの内容は県と協議の上決定すること。

⑤ 成果目標

ア 参加人数 150 名

イ 結婚、妊娠・出産、子育てに前向きになったと感じた人の割合 80%

**4 事業の企画立案・実施に係る留意事項**

- (1) 前条 (1) 及び (2) を実施するにあたり、参加者の交通費及び飲食費は経費として認めない。
- (2) 委託業務を実施する際に必要となるスケジュールの調整業務、備品・消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、参加者や子育て家庭等から得た情報等の管理については、全て受託者の責任において行うこと。
- (3) 県内での結婚、妊娠・出産、子育て、仕事は選択肢の一つであり、さまざまな考え方があることを理解し、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることにならないような企画とすること。

**5 守秘義務**

受託者は、業務に当たり知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

**6 事業の報告**

以下に示す内容を県へ報告すること。

- (1) スケジュール表  
＜数：各 1 部 媒体：紙 提出時期：業務開始時＞
- (2) 業務完了報告書  
＜部数：1 部 媒体：紙 提出時期：業務完了時＞
- (3) 当事業で作成した印刷物データ (Ai データ、PDF データ)、記録写真データ、動画データ、アンケート集計データ (エクセル)、資料データ等  
＜部数：1 部 媒体：CD 等 提出時期：業務完了時＞
- (4) 本業務において作成した資料等  
＜部数：3 部 媒体：現物 提出時期：作成時＞
- (5) その他、佐賀県と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

**7 委託期間**

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告する。
- (3) 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
  - ア 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS 等での公開
  - イ 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動
- (5) (4) 以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとし、県は責任を負わない。
- (6) 業務の遂行にあたり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行うこと。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を順守しなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行にあたらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業の参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県こども未来課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。